

過去の官民境界の立会結果報告書の提供を受けるために必要な提出書類は、その土地の登記上の土地所有者と提供を受けたい人の関係性により異なります。ご自身がどの立場に該当するか分からない、または提出書類が分からない場合などは、諏訪市建設課用地管理係窓口か電話【0266(52)4141/内線244】にてご相談ください。

過去の官民境界の立会結果報告書の提供を受けたい人(提供依頼者)		提出・提示が必要な書類
①	土地所有者等 (登記上の土地所有者本人、土地所有者の法定代理人、土地所有者の相続人等のことを言います)	(1)提供依頼書 (様式1) 【提出】 ※様式に記載の項目が記載されていれば、様式以外の書式でも可能です。 (2)提供依頼者の本人確認書類 【提示】 ※免許証・運転経歴証明書・マイナンバーカード等 (3)提供依頼者が土地所有者の法定代理人または相続人等である場合は、それを示す書類 【提示】
②	土地所有者の代理人	(1)過去の官民境界の立会結果報告書の提供を受ける権限について、土地所有者が代理人に委任していることを確認できる書類 (様式2) 【提出】 ※様式に記載の項目が記載されていれば、様式以外の書式でも可能です。 (2)代理人の本人確認書類 【提示】 ※免許証・運転経歴証明書・マイナンバーカード等
③	土地家屋調査士 (境界確認申請書を提出できる場合)	(1)境界確認申請書 【提出】 ※申請人(①の土地所有者等)から土地家屋調査士法上の業務の依頼を受けていることを境界確認申請書で確認します。境界確認申請書には土地家屋調査士の職印の押印をお願いします。
④	土地家屋調査士 (事前調査など境界確認申請書を提出できない場合、境界確認申請書の提出が発生しない場合)	(1)過去の官民境界の立会結果報告書を土地家屋調査士に提供することについて、①の土地所有者等の同意が確認できる書類 【提出】 ・①の土地所有者等が作成する場合 (様式3-1) ・土地家屋調査士が作成する場合 (様式3-2) ※様式に記載の項目が記載されていれば様式以外の書式でも可能です。
⑤	上記以外の者 (①の土地所有者等に同意を得ている者に限る)	(1)次のいずれかの書類 ア)過去の官民境界の立会結果報告書を提供依頼者に提供することについて、①の土地所有者等の同意が確認できる書類 (様式4) 【提出】 ※様式に記載の項目が記載されていれば様式以外の書式でも可能です。 イ)①の土地所有者等と提供依頼者の間で取り交わされた契約等の写し 【提出】 ※契約の履行のために、提供依頼者が過去の官民境界の立会結果報告書の提供を受けることが当然必要とされる契約等に限る (2)(1)ア)又はイ)中の①の土地所有者等が、法定代理人または相続人等である場合は、それを示す書類の写し 【提出】 (3)提供依頼者の本人確認書類 【提示】 ※免許証・運転経歴証明書・マイナンバーカード等 (4)(1)イ)の場合で、契約の相手側が法人等の場合は、提供依頼者がその法人に所属していることを確認できる書類 【提示】 ※社員証等